

**中小企業の設備投資を後押しする  
新たな固定資産税特例について  
～ 中小企業の生産性革命へ向けて ～**

**平成30年2月**

**三重県雇用経済部**

# 地域中小企業の生産性向上を強力に支援

- 中小企業の新規取得設備の固定資産税を「1/2～ゼロ」へ  
(平成30年度～平成32年度末までの最大3年間、各市町が新たに定める特例税率による)

- 特例税率「ゼロ」を決断いただいた各市町に立地する中小企業においては、国「ものづくり・商業・サービス産業補助金」等（予算規模：約1,700億円強）が拡充・重点配分

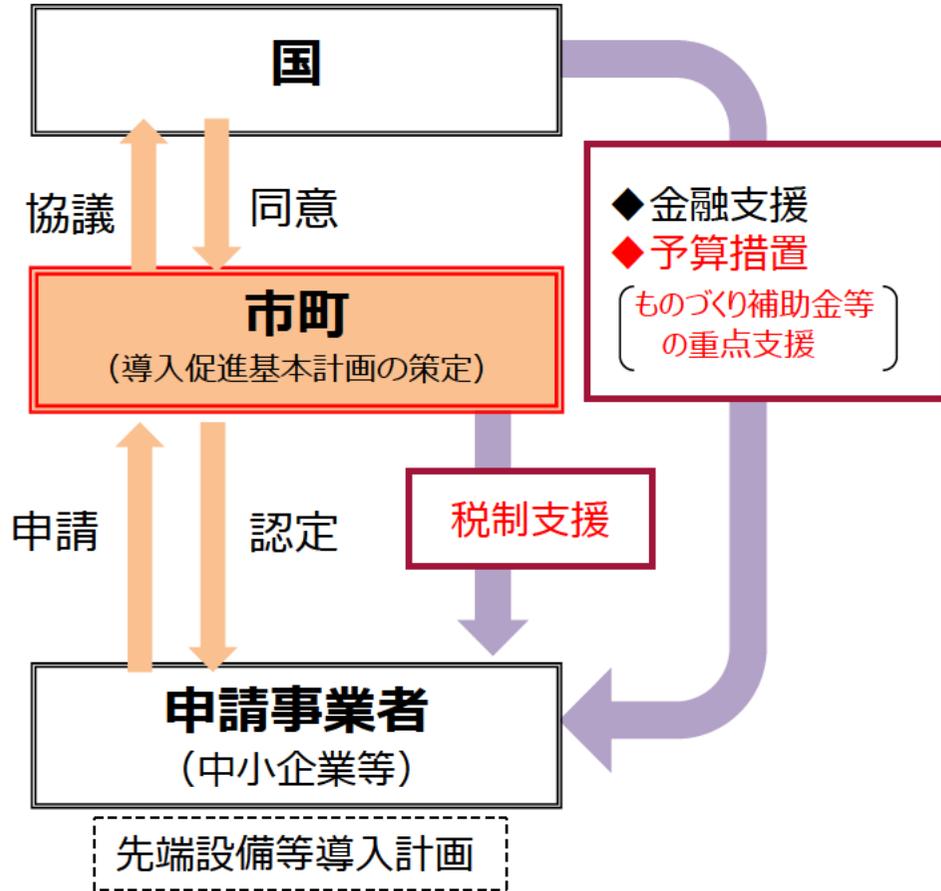
※各市町の固定資産税の特例に対しては国からの減収補てん有り（交付税措置）

- 少子高齢化や労働力不足、働き方改革への対応等の難しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新。
- 事業者自身の労働生産性を飛躍的に向上。

# 特例による中小企業の支援スキーム

## 【革新的事業活動による生産性の向上のための臨時措置法（仮称）】

### 支援スキーム



対象者	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※）に軽減

※ 市町の条例で定める割合

- 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

# 拡充・重点配分（補助事業の優先採択）となる国の補助金

- ▶ 「生産性革命」の実現に向けて、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を強力に後押しするため、**特例率ゼロの場合**、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。

## 優先採択の対象となる補助事業

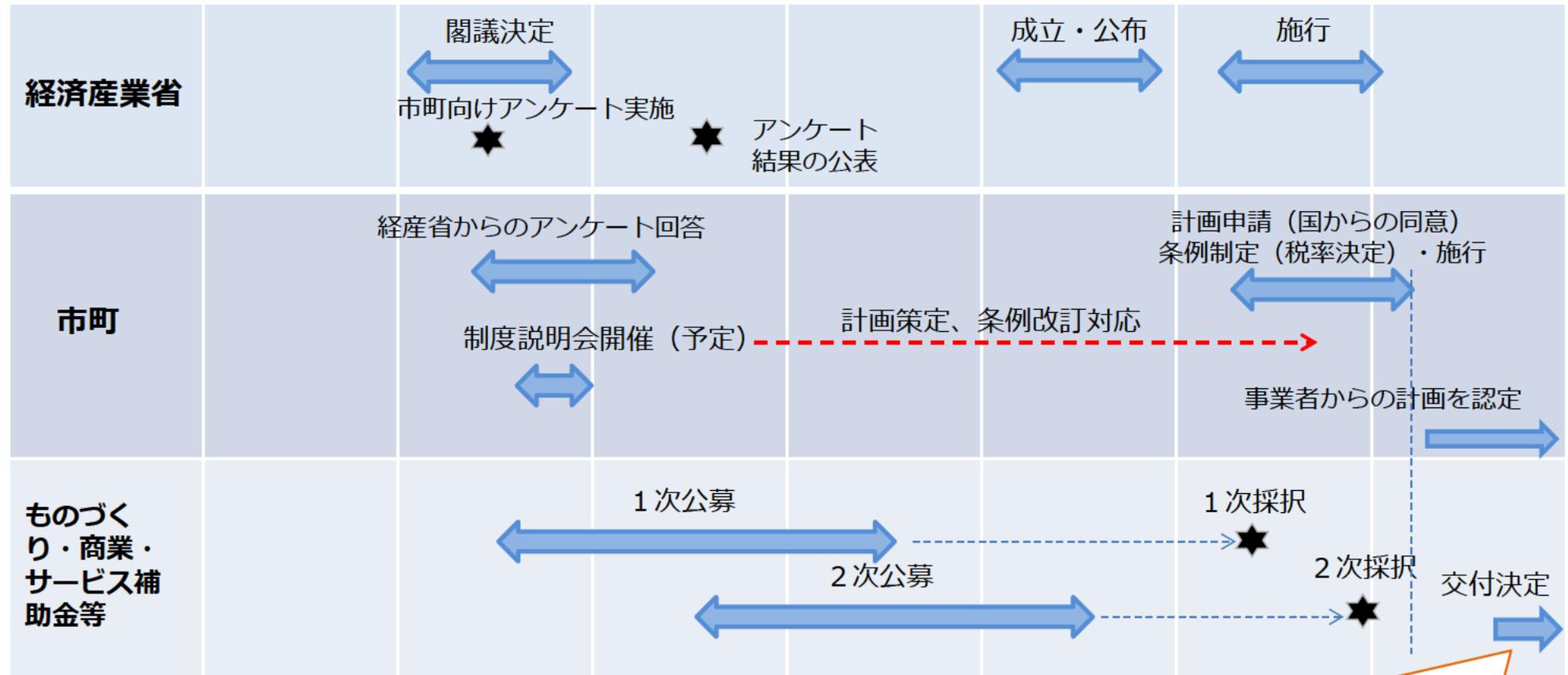
補助事業	概要	予算規模 30当初・29補正
ものづくり・サービス補助金	中小企業のロボット導入など生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援。通常補助率1/2のところ、上記特例（先端設備等導入計画）の認定を取得したものは <b>補助率2/3</b>	1,000億円
持続化補助金	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等の取組を支援	100億円
サポイン補助金	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援	130億円
IT導入補助金	中小企業のIT導入により、バックオフィス業務の効率化や売上向上を支援	500億円

# 想定されるスケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
--	----	----	----	----	----	----	----

ものづくり・商業・サービス補助金等の拡充・重点配分を受けるための想定スケジュールは以下のとおり

- ①国からのアンケートに対し、固定資産税率の特例措置（特例率ゼロ）の意向表明が必要
- ②その意向表明を踏まえ、国は当該自治体の補助対象事業者を優先採択
- ③特例率に関する条例が成立した後、当該自治体の補助対象事業者の交付決定



加点して採択された事業者：①特例率に関する条例が成立し、②事業者が市町から計画認定を受けたこと、が確認でき次第、順次交付決定。